

# 令和4年度協力雇用主制度理解促進に係る啓発事業企画提案公募 (プロポーザル) 実施要領

標記業務を委託するにあたり、企画提案を公募し、総合的な審査により受託者を選定するため必要な事項を次のとおり定める。

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
令和4年度協力雇用主制度理解促進に係る啓発業務
- (2) 委託内容  
別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (4) 予算額  
2,112千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 応募資格

- (1) 業務遂行にあたり、十分な能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (3) 提案の受付期間中に、愛媛県から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 提案の受付期間中に、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 令和2～4年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、提案参加申込書提出期限までに登録されていること。
- (6) 提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 本県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。

## 3 提案について

- (1) 事前質問等  
質問は、「質問書」（様式1）で受け付ける。  
なお、県からの回答は、原則、参加申込者全員にお知らせする。（但し、質問者の具体的な提案内容に関わる内容については、公平性の観点から、質問者以外にお知らせしない。）

○提出期限 令和4年6月30日（木）17時15分 必着

- 提出方法 FAX 又は電子メール
- 提出先 「6 連絡先」のとおり

## (2) 参加申し込み

別添「参加申込書」(様式2)を提出すること。

- 提出期限 令和4年7月7日(木)17時15分 必着
- 提出方法 FAX 又は電子メール
- 提出先 「6 連絡先」のとおり

## (3) 提案書の提出

### ①提出書類・部数

- ア 提案書の提出書(様式3) 1部
- イ 提案書(様式自由) 6部

<記載例>

- ・実施体制及び作業スケジュール
- ・ウェブマーケティングの方法や分析・検証 など

- ウ 経費見積書(様式自由) 1部

あて先は「愛媛県知事」とし、経費の明細を記載すること。

- エ 会社概要(既存のパンフレット等で可) 1部

※設立日、資本金、年商、従業員数、支店等、関連会社等が分かるもの

- オ 実績調書(H30年度以降の類似業務の実施実績) 1部

※受託業務名、受託概要、発注者、契約日、契約金額等が分かるもの

### ②規格

A4判タテ、横書き、左綴じを原則とする。(着色可)

### ③提出期限等

- 提出期限 令和4年7月14日(木)17時15分 必着
- 提出方法 持参(平日の執務時間中)又は郵送(必着)
- 提出先 「6 連絡先」のとおり

## 4 審査・選定

### (1) 審査・選定の方法

県が別途設置する選定委員会において、別添の審査要領に基づき、提出された提案書及び説明(プレゼンテーション)により審査し、最も優れた提案とされた事業者を委託候補者として選定する。

提案者が多数の場合は、一次選考として書類選考を行う場合がある。また、提案者が1者の場合は、総合的に評価し委託候補者としての適否を判断する。

一事業者における提案書の説明(プレゼンテーション)時間は15分以内とし、その後の

審査委員との質疑応答を含めた全体の持ち時間は 30 分以内とする。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、審査をウェブ会議で行う場合がある。

(2) 審査結果

応募者全員に審査結果を文書で通知する。(ただし、点数や順位は通知しない。)

(3) その他留意事項

次の場合は提案書の提出を無効とする。

- ・ 提出書面に虚偽の記載をした場合
- ・ 参加条件を満たさない場合や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合
- ・ 見積額が予算額を超える場合
- ・ 公序良俗違反、心裡留保、錯誤に該当する場合

提案書提出後の提案内容の変更は不可とする。

提出後の提案書は返却しない。

提案に係る費用は提案者の負担とする。

提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、参加辞退とみなす。

## 5 契約

(1) 契約の締結

仕様書に基づき、選定された委託候補者から改めて見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内であれば業務委託契約を締結する。

なお、契約保証金は愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 152 条から第 154 条までの規定に準じる。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準じる。

## 6 連絡先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県県民環境部 県民生活課 暮らし安全・安心グループ（加藤）

電話 089-912-2336

FAX 089-912-2299

電子メール kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp